

## **[事案 2021-219] 損害賠償請求**

・令和4年5月13日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の不適切な対応等を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和2年8月に乗合代理店を通じて契約した終身医療保険について、以下等の理由により、慰謝料および余分に支払った他社保険の1ヶ月分の保険料を支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人から、がん保障が開始する90日後に連絡すると言われたが、連絡がなかったため、他社契約を解約できなかった。
- (2) 保険会社や乗合代理店から一方的に責任を押し付けられた結果、人間不信に陥った。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 他社契約の解約時期を連絡することは、募集代理店への委託業務範囲外であるため、当社は管理責任を負わない。
- (2) 契約に際して、募集人は申立人に対し、他社保険の解約は契約者が手続するものと説明している。また、申立人から、本契約のがん保障が開始する90日後に連絡がほしいという要望は受けていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の不適切な対応があったことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。